

調布市福祉のまちづくり推進計画 概要版

平成30（2018）年度 ～ 平成35（2023）年度

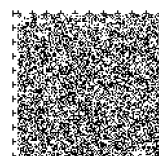


平成30年3月

調布市

この計画書概要版の各ページには、「音声コード」(Uni-Voice)を付しています。

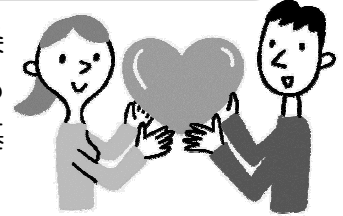
「音声コード」とは、1.8センチメートル角のコードを専用の読取機やスマートフォン用アプリが音声に変換し、文章内容を読み上げるものです。



1 計画の策定に当たって

● 計画の目的

本計画は、国・東京都の動きや、調布市福祉のまちづくり条例（以下「本条例」と言う。）の理念を踏まえつつ、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画として見直し・策定するものです。

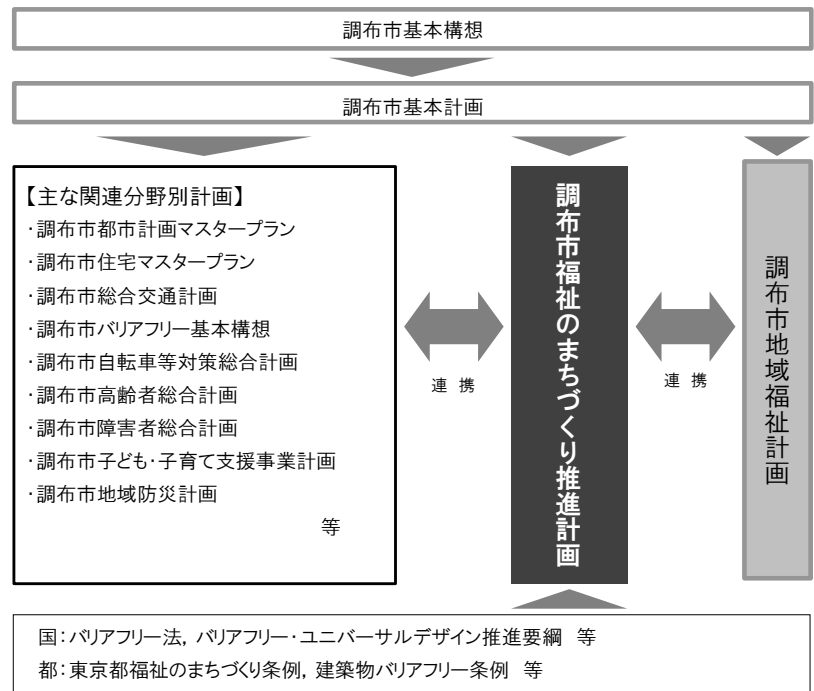


● 計画の位置付け

本計画は、本条例の第7条に基づき策定するもので、調布市における福祉のまちづくり推進にかかわる保健、医療、住環境、防災、教育などのあらゆる分野の施策を包括的に盛り込んだ計画とします。

また、市内の施設等が「福祉のまちづくり」の視点を持って整備されるよう、新しく設置される施設等だけではなく、既存の施設等の改修の際にもできる限り本条例に沿った整備を促進します。これにより、誰もがその利用に当たり、安全・安心で円滑に活用できるようになり、等しく社会参加ができるようなまちづくりを目指していきます。

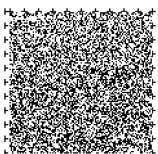
なお、計画の策定に当たっては、地域福祉計画をはじめ、福祉のまちづくりを推進するうえで必要な関連施策や他の計画との整合を図っていきます。



● 計画の期間

本計画は、平成30年度から平成35年度までの6箇年計画とします。

また、変化する社会情勢や、関連する他の個別計画との整合を図るため、必要に応じて見直しを行うものとします。



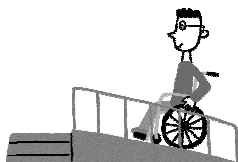
バリアフリーとユニバーサルデザインの違いは？

福祉のまちづくりの推進に欠かせない、「バリアフリー」と「ユニバーサルデザイン」の考え方は、似ているようで少し違います。バリアフリーは、「バリア」を「フリー」にするという言葉のとおり、障壁を取り除くことですが、ユニバーサルデザインは、誰もが利用しやすいようにデザインをしていくという意味です。

バリアフリー

障害のある人の社会参加を困難にしている、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁を除去すること。

施設等で元々階段だった箇所の、「車いすの障害者が登れない」という障壁を取り除くためにスロープを設置



ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人が利用しやすいよう、事前に環境等をデザインすること。

施設をつくる時に、障害者だけではなく、子どもや高齢者、ベビーカー利用者など、様々な人が使いやすいようにスロープを設置



心のバリアフリーとは？

高齢者、障害者等が安心して日常生活や社会生活ができるようにするため、施設整備（ハード面）だけではなく、困りごとを自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力することです。

具体的には、高齢者や障害者、認知症の方等への無理解・偏見・差別をなくしていくなどの意識面や、情報提供などのソフト面のバリアフリーとなります。

道や街中で…

自転車を点字ブロックの上には置かないようにする。



何か困った様子の中には声をかける。

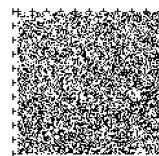
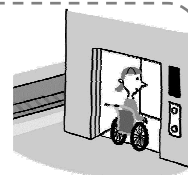


駅や電車、建物の中で…

体の不自由な方や妊娠中の人等に気付いたら、席やスペースを譲る。



エレベーターが混雑しているときは必要としている人に譲る。



2 福祉のまちづくりの基本的方向

● 基本理念

みんなが 安心して生活できる
こころにやさしい 福祉のまちづくり



3 施策の展開

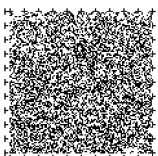
I 心を育てるまちづくりの推進

高齢者や障害者を含めた人々の多様性への理解の促進や、偏見・差別をなくすよう、心のバリアフリーに関する普及啓発の充実や学校等におけるバリアフリー教育を進めます。

1 普及啓発の充実・心のバリアフリーの推進

●● 基本方針 ●●

高齢者や障害者を含めた人々の多様性への理解を図り心のバリアフリーが浸透するよう、バリアフリー教育や市民及び職員への研修等を推進するなど、心を育む普及啓発を進めます。



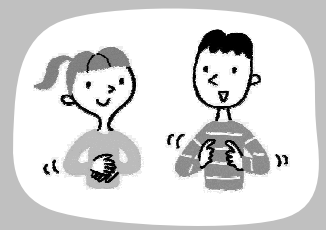
Ⅱ 誰もが情報を受取ることができるまちづくりの推進

誰もが日々の生活の中で必要な情報を入手できるよう、障害者・外国人等への情報提供体制の整備や、わかりやすい公共サインの設置などまちなかでの情報提供の充実、情報提供内容の充実を進めます。

1 障害者・外国人等への情報提供体制の整備

○● 基本方針 ●○

障害者・外国人等が必要な情報を入手できるよう、手話奉仕員、手話通訳者及び要約筆記者の派遣や、音訳・点訳、多言語での情報提供を行います。



2 まちなかでの情報提供の充実

○● 基本方針 ●○

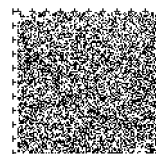
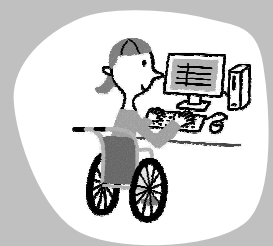
誰もがまちなかをわかりやすく安心して歩けるよう、ユニバーサルデザインに配慮した標識の維持管理やわかりやすい公共サインの設置を進めます。



3 情報提供内容の充実

○● 基本方針 ●○

誰もが必要な情報を入手できるよう、市や地域が発信する情報にユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、わかりやすい情報提供を行います。



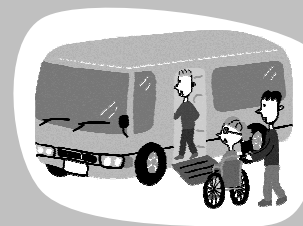
Ⅲ 誰もが移動・社会参加しやすいまちづくりの推進

誰もが円滑に移動・外出し、いきいきと生活できるよう、外出支援などの各種移動支援や、就労支援等の社会参加支援、市民参加等地域における意識醸成を進めます。

1 移動支援

○● 基本方針 ●○

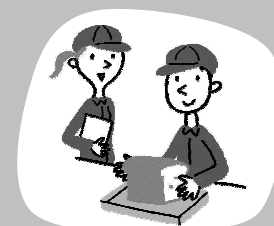
誰もが円滑に移動し外出ができるよう、各種外出支援や公共交通機関の充実を図ります。



2 社会参加支援

○● 基本方針 ●○

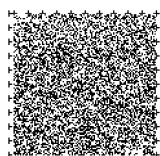
誰もが地域の中でいきいきと生活できるよう、就労支援や日中活動の場の提供等の充実を図ります。



3 地域における意識醸成

○● 基本方針 ●○

誰もが地域の中でともに活動ができるよう、市民参加に向けた取組や地域で活動する団体への支援等を進めます。



IV 住まい・施設等のまちづくりの推進

誰もが安全で安心して日々の生活を送ることができるよう、住まい確保の支援や、まち全体の一体的かつ面的な整備によるユニバーサルデザインの施設の推進、各種施設等の安全対策の充実を進めます。

1 住まいの支援

○● 基本方針 ●○

誰もが安全で安心して生活ができるよう、住まいの確保を図るとともに、耐震化やバリアフリー化等による住環境の向上に努めます。



2 ユニバーサルデザインの施設の推進

○● 基本方針 ●○

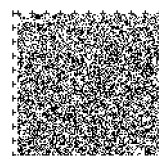
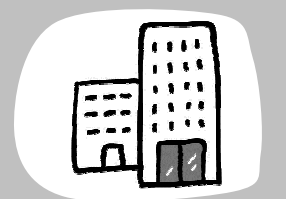
福祉のまちづくり条例に基づいた道路や公園の整備を図るとともに、まち全体の一体的かつ面的な整備により、ユニバーサルデザインによる総合的なまちづくりを推進します。



3 施設等の安全対策の充実

○● 基本方針 ●○

誰もが安心した生活を営むことができるよう、下水道や橋等の各種施設等の安全対策を充実します。



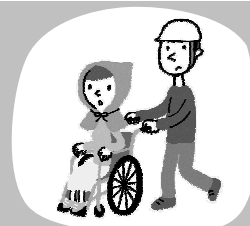
V 安全・安心に過ごせるまちづくりの推進

誰もが平常時・緊急時も安全・安心に過ごせるよう、地域が一体となった災害時の防災対策や交通安全・防犯対策、各種ネットワークの整備など安心の暮らしの支援を進めます。

1 災害時の防災対策の推進

〇〇 基本方針 〇〇

誰もが地震や台風などの自然災害が起きた際も確実に避難できるよう、耐震化等の減災対策を進めるとともに、地域が一体となった防災力の向上を図ります。



2 交通安全・防犯対策の推進

〇〇 基本方針 〇〇

誰もが安全で安心して暮らせるよう、地域と行政、関係機関等が連携した交通安全・防犯対策を推進します。



3 安心の暮らしの支援

〇〇 基本方針 〇〇

誰もが健康的で快適に暮らせるよう、各種ネットワークの充実やいざという時のサポート体制の充実などの暮らしの支援を進めます。



刊行物番号

2017-246

調布市福祉のまちづくり推進計画 概要版

発行年月 平成30年3月

発行 調布市

編集 調布市福祉健康部福祉総務課

〒182-8511

東京都調布市小島町2-35-1

電話 042(481)7101

ファクス 042(481)7058

URL <http://www.city.chofu.tokyo.jp/>

